

要介護認定等の申請期間中の サービス利用と費用負担の関係について

利用サービス	費用請求区分	支援⇒介護	介護⇒支援	介護⇒非該当
総合事業のみ	総合事業分	介護給付移行日まで総合事業	総合事業 (訪問A・通所A1)	全額自己負担※
総合事業 + 介護(予防) 給付	総合事業分	①介護給付移行日まで総合事業 ②全額自己負担	総合事業 (訪問A・通所A1)	全額自己負担※
	介護(予防)給付分	①全額自己負担 ②介護給付	予防給付	全額自己負担
介護(予防)給付のみ	介護(予防)給付分	申請日に遡って介護給付	申請日に遡って予防給付	全額自己負担

○凡例 ※チェックリスト該当者であれば、総合事業で請求可

①: 申請日から認定の前日まで事業対象者として取扱う場合

②: 申請日に遡って要介護として取扱う場合

要介護認定等の申請期間中の サービス利用と費用負担の関係について(2)

○ケアマネジメントも給付等の費用負担と同様の取扱いとします(介護: 居宅介護支援、予防: 居宅介護予防支援、事業: ケアマネジメント)

【注意事項】

○新規申請

総合事業と予防給付を使われている方について、認定結果が要介護の場合は自己負担が出る可能性があります。

その際は、①または②のいずれかを選択していただきます。

○更新申請

更新日までに認定結果が出ていない場合は自己負担が出る可能性があります。その際は、①または②のいずれかを選択していただきます。

更新のお知らせが届きましたらできるだけ早く更新の手続きをしていただくようお願いします。

○変更申請

総合事業と予防給付を使われている方について、認定結果が要介護の場合は自己負担が出る可能性があります。

その際は、①または②のいずれかを選択していただきます。

利用者負担・利用限度額

【利用者負担】

利用者負担割合について、訪問A・通所A1サービスは介護給付と同様（原則1割、一定以上所得者は2割）とします。

訪問B・訪問C・通所A2・通所Bサービスは、1割の定額とします。

また、訪問A・通所A1サービスについては、高額介護（予防）・高額医療合算介護サービス費の対象とします。

なお、保険料を滞納している方に対するサービス利用の際の給付制限の実施は未定です。

【利用限度額】

指定事業者サービスを利用する場合のみ給付管理を行います。

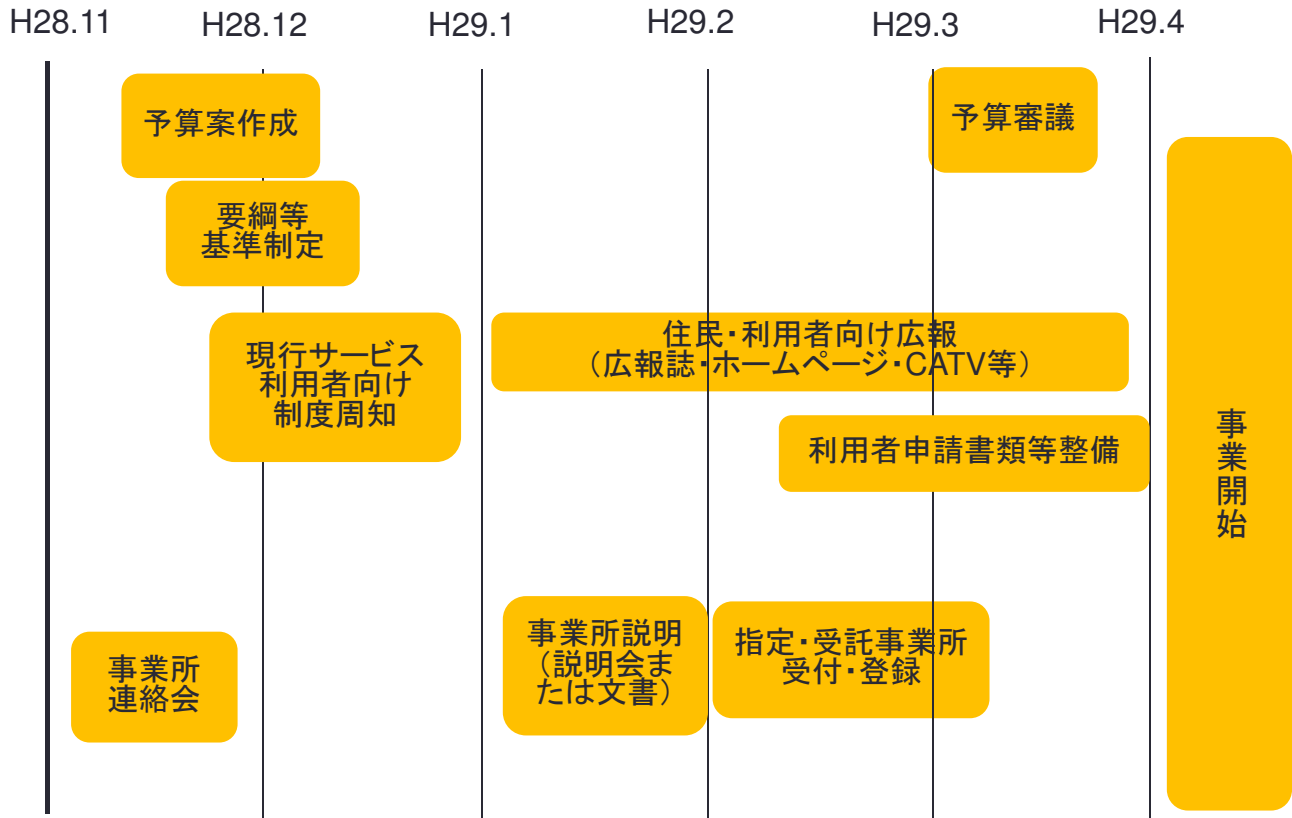
要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業とを一体的に給付管理します。

○要支援1・事業対象者： 5, 003単位

○要支援2 : 10, 473単位

保険証記載イメージ

総合事業移行スケジュール(予定)



事業所の皆さんへのお知らせ

【町HP】

トップページ「健康・福祉」-「高齢者福祉」-「介護保険(事業者のみなさんへ)」に様式等の資料を掲載します。
総合事業については来年1月に掲載する予定です。

ケアマネジメント(1)

資料2

【概要】

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」、「活動」、「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要です。

ケアマネジメント(2)

実施主体：地域包括支援センター

従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託させていただきます。

委託するのは、介護予防ケアマネジメントA(原則的なケアマネジメント)を行うケースで、以下のいずれかに該当する場合があります。

- 要支援者で総合事業のみを利用する方
- 新規の事業対象者(介護保険申請をしたことがない方)
- 要支援の認定有効期間終了後に更新申請せずにチェックリストで事業対象者となった方

ケアマネジメント(3)

町では、2類型を実施します。

○ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)

訪問A・通所A1・訪問Cサービスを利用する場合に実施します。

利用者の自立に向けた意識を持続・向上できるよう、3ヶ月に1回のモニタリングを実施、6ヶ月に1回評価し、新しいプラン作成担当者会議を開催していきます。

○ケアマネジメントC(初回のみ介護予防ケアマネジメント)

訪問B・通所A2・通所Bサービスのみを利用する場合に実施します。

※予防給付を利用される方は、上記に関わらず原則的な介護予防支援を適用します。

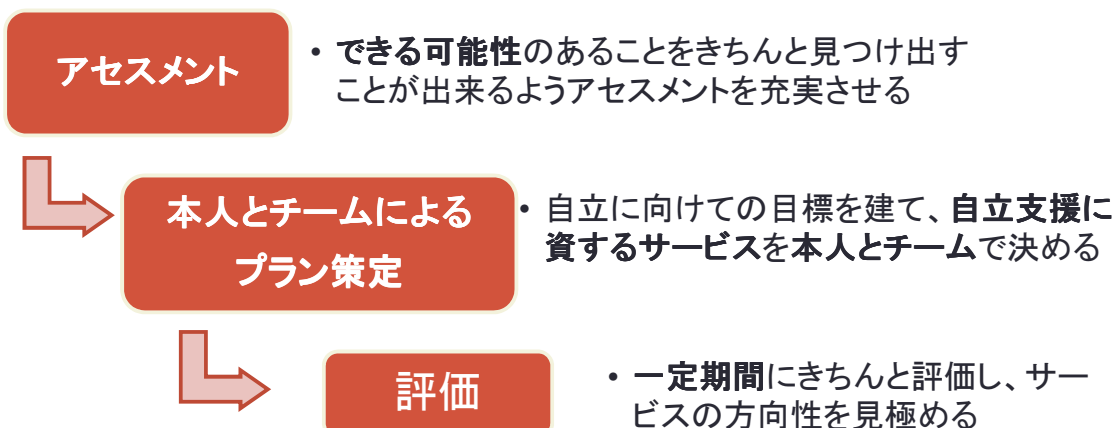
○委託金額(介護予防支援と同額)

月額委託料 4,275円/月

初回加算委託料 2,730円

介護予防ケアマネジメントの確立

- ・ケアマネジメントの基本理念、プロセスは通常のケアマネジメントと基本的に変わりはない。
- ・「改善可能性」をきちんと評価し、これを本人にきちんと説明することを通じて、「本人の意欲」を高め、自立支援につなげられるようマネジメントする。



事業所指定について

- ・町では、平成29年4月1日に一斉に総合事業サービスに移行するため、総合事業を実施する事業所は、新たに指定等の申請が必要となります。指定の有効期間は6年間です。
- ・申請書類、指定要件等については、平成29年1月頃お知らせする予定です。

【ポイント】

- ①訪問A・通所A1 ⇒ 指定申請
- ②訪問B・通所B ⇒ 実施届
- ③訪問C・通所A2 ⇒ 実施届・委託契約

【事業開始にあたり指定事業所が必要な手続き】

- ・指定申請または実施届(事業所⇒町)
- ・加算の届出(事業所⇒町)
- ・利用者との契約 ほか

事業所指定について(2)

○指定基準、人員、設備及び運営に関する基準

基準一覧(案)参照(基準の決定は、平成29年1月を予定)

○介護予防(通所介護・訪問介護)サービス事業所の指定について

平成27年3月31日で有効な指定を持つ介護予防(通所介護・訪問介護)サービス事業所は、平成27年4月1日に、介護保険法により、全国の市町村から指定を受けたとみなされています。

指定有効期間:平成27年4月1日～平成30年3月31日

平成30年4月1日以降は、利用者がいる市町村から指定を受ける必要があります。なお、箕輪町については現行相当サービスを実施しないため総合事業の指定のみで対応可能ですが、他市町村の利用者が現行相当サービスを利用する場合は、保険者に指定申請の必要があります。